

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	北海道旭川方面公安委員会 第12000155号
	氏名又は名称	未来セーフティ株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 菅 保堂
	主たる営業所の所在地	北海道留萌市堀川町3丁目100番地
	処分に係る営業所の名称及び所在地	未来セーフティ株式会社 北海道留萌市堀川町3丁目100番地
処分年月日	令和4年8月1日	
処分内容	営業停止命令 令和4年8月29日から令和4年10月11日までの44日間	
処分理由・根拠法令	【処分理由】 主たる営業所に対する立入検査を実施したところ、警備員に対する教育懈怠（警備業法第21条第2項）、警備員名簿等の虚偽記載及び不整備（警備業法第45条）違反が判明したものの。 【根拠法令】 警備業法第49条第1項（営業の停止）	
処分を行った公安委員会	北海道旭川方面公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。